

広島県選挙管理委員会告示第十四号

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（平成二十六年法律第百二十五号）第一条第一項及び第四条第二項の規定により、広島県議会議員一般選挙及び広島市議会議員一般選挙を平成二十七年四月十二日に行う。

平成二十七年四月三日

広島県選挙管理委員会委員長 橋 本 宗 利